

令和 7 年 7 月 11 日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町行政情報公開審査会
会長 三 浦 大 介

大磯町情報公開条例第12条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 7 月 24 日付けで諮問された「携帯電話等基地局の設置又は変更に関する報告（提出用）」に係る一部公開決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

大磯町長（以下「実施機関」という。）が、携帯電話等基地局の設置又は変更に関する報告（提出用）の開示の請求に対し、一部公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 行政情報公開請求

審査請求人は、令和 6 年 4 月 23 日付けで、実施機関に対し、大磯町情報公開条例（平成 9 年大磯町条例第 13 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により行政情報公開（写しの交付）の請求を行った。

(2) 行政情報公開請求に対する決定

実施機関は、令和 6 年 5 月 22 日付けで、上記請求に対し、行政情報の一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に行政情報一部公開決定通知書を交付した。

なお、本件において審査請求人が請求した文書は、「携帯電話等基地局の設置又は変更に関する報告」である。これに対し実施機関は、本件に該当する行政文書として、「携帯電話等基地局の設置又は変更に関する報告（提出用）及び添付書類（携帯電話基地局新規設置のお知らせ、案内図・電柱図、近隣住民対応結果報告書等）」の各文書を選定し、それぞれにつき公開の可否を判断している。

以上の本件各文書中、公開を拒否した部分及びその理由は、以下のとおりである。

本件請求に係る行政情報の内容は、条例第 6 条第 1 号に掲げる「個人に関する情報であって、当該個人に明らかに不利益を与えると認められる情報」及び条例第 6 条第 2 号に掲げる「生産活動上のノウハウに関する情報及びその他公開することにより、明らかに法人等に不利益を与えると認められる情報」にそれぞれ該

当するものと判断した。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和6年7月4日付けで、大磯町長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(4) 審査請求に係る諮問

実施機関は、令和6年7月24日付けで、大磯町行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第12条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、実施機関が令和6年5月22日付けで行った本件処分を取り消し、違法に開示されなかった設置場所及び高さに関する非公開部分の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、反論書（令和6年9月13日付け）及び審査会（令和6年10月4日付け）の口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 地権者と携帯電話会社の二者間の合意のみで周辺住民への十分な説明もなく建設された携帯電話基地局により健康被害を受け、身を守るためにやむなく土地と家を手放した世帯がある。携帯電話にも使用されている高周波電磁波が常時出されている携帯電話基地局について住民は健康を考慮する上で、設置に関して知る権利及び選択する権利があるため、公開を求める。

イ さらに、令和6年6月の陳情（携帯電話基地局による健康被害を訴え）及び西小機での携帯電話基地局周辺住民の健康アンケートにより、住民が携帯電話基地局に対して不安を抱いていることが訴えられている。陳情により町から携帯電話会社に対して、住民説明会を開催し、住民の質問に対し丁寧な説明を要求するという内容の要請文を出したにもかかわらず、住民への十分な説明がされていない。新たに携帯電話基地局を建設するとき、説明会を開催できるのか、前と同じやり方でやっていては、同じ状況になってしまうため、法令等の規定に違反しないまでも、住民への説明が不十分なことについては、社会通念上、妥当性を欠く事業活動であると考える。

ウ 届出された文書については、条例第6条第2号ただし書ア、イ及びウに該当するとして、当然公開されるべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関から提出された弁明書（令和6年8月30日付け）及び令和6年10月4日の当審査会での説明における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 設置場所に関する情報については、公開することにより携帯電話基地局の地権者の住所まで特定される可能性が危惧されることと、設置場所に関する情報が携帯電話事業の遂行・展開のための重要な経営情報の一つであり、公開することにより、競争環境の下では、経営上大きな影響を受ける可能性があることから、それぞれ条例第6条第1号及び第2号に該当するものと判断している。
- (2) 高さに関する情報については、当町の特徴として高層ビルなどの建築物や鉄塔などの構造物のような高さを有する施設が少ないため、公開することにより場所が特定されるおそれがあり、今後の土地・建物の確保への影響が生じ、その結果として事業展開に支障が生じる可能性があることから条例第6条第2号に該当するものと判断している。
- (3) 審査請求人が主張している条例第6条第2号ただし書ア、イ及びウの該当性については、各携帯電話会社は国の基準に基づいて、携帯電話基地局を建設していることから、携帯電話基地局の建設が直接健康被害には結びつかないと判断している。

以上の(1)から(3)までの理由を考慮の上、上記の「2 審査請求の経過 (2) 行政情報公開請求に対する決定」において示した判断に至ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件処分の対象とした文書のうち、審査請求の対象となった文書は、「携帯電話基地局の設置又は変更に関する報告（提出用）」である。

実施機関は、本件対象文書の設置場所に関する情報及び高さに関する情報がそれぞれ条例第6条第1号及び第2号に該当すると判断し、非公開と決定しているため、以下、非公開情報の該当性の適否を検討する。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 条例第6条第1号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、非公開とすることができると規定している。

イ 実施機関によると、設置場所に関する情報については、公開することによ

り携帯電話基地局の地権者の住所まで特定されることを危惧している。携帯電話基地局の設置においては、携帯電話会社が個人又は法人から土地等を借用する場合がほとんどであることから、公開することにより契約者の意に反して住所が特定されるおそれがあり、特定の個人が識別され得るものと認められるので、条例第6条第1号に該当し、非公開は妥当である。

(3) 条例第6条第2号の該当性について

ア 条例第6条第2号では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人（以下「個人」という。）の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」については、非公開とすることができると規定している。

イ 実施機関によると、設置場所に関する情報については、携帯電話事業の遂行・展開のための重要な経営情報の一つであり、高さに関する情報についても、町の特徴として高層ビルなどの建築物や鉄塔などの構造物のような高さを有する施設が少ないため、公開することにより場所が特定されるおそれがあり、今後の土地・建物の確保への影響が生じ、その結果として事業展開に支障が生じる可能性があることを懸念している。携帯電話基地局は、事業者がこれまでに蓄積したノウハウを基に、いかに効果的、効率的な設備の設置ができるかについて、検討した成果を具体化したものであり、厳しい競争環境の下では、公開されることにより経営上大きな影響を及ぼし、法人に不利益を与えるおそれがあることなど、法人の事業活動にとって不利益となる内容が記載されているものと認められることから、条例第6条第2号に該当し、非公開は妥当である。

(4) 条例第6条第2号ただし書ア、イ及びウの該当性について

実施機関によると、各携帯電話会社は国の基準に基づいて、携帯電話基地局を建設しているとしている。総務省の電気通信技術審査会が策定した電波防護指針は、国際的指針とほぼ同じである、人体への影響を考慮した安全な値を設定するものであり、携帯電話基地局の建設においては、この電波防護指針の中の電磁界強度指針に基づく条件を満足することが求められている。こうした国の基準に基づいて携帯電話基地局が建設されている限り、携帯電話基地局からの電磁波の影響により、人の生命、身体又は健康若しくは町民の生活への被害が生じるものとは言い難い。また、以上のことから公開することが公益上必要と認められるものとも言えない。

したがって、本件申立部分については、条例第6条第2号ただし書ア、イ及びウの公開とすべき事由に該当しないものと判断する。

(5) 結論

以上、審査会としては、「1 審査会の結論」に示すとおり答申する。

6 付言

条例第9条第4項では、条例第7条の規定により、公開の請求に係る行政情報の一部を公開する旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知することが規定されているところ、実施機関は、本件の行政情報一部公開決定通知書に非公開とする部分及び理由を付記しているが、非公開とする部分に対応する非公開条項が不明確である。

実施機関においては、今後、行政情報一部公開決定を行う際に、非公開とする部分に対応する非公開条項を具体的に明記し、事務処理の適正化を図るよう要望する。